	法定	自主
2	0	

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月26日

川崎市長 殿

提出者

住 所 千葉県君津市君津1番地 日本製鉄構内

山儿怀八云仙 CQMSI争未动 改佣工建动 果口平争

氏 名 業所

事業所長 佐々木 敬蔵 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0439-52-0411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場 0)名 称	山九株式会社 E&M第	1事業部 設備土建部 東日本事	業所	自主管理事業登録番号	
事	TEL(連絡先): 0439-52-0411 事業場の所在地 千葉県君津市君津1番地 日本製鉄構内						
計	十 画 期 間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日(1 年間)						
当	該事業場	引に関す	る事項				
① 事業の種 カー建設業 (具体的には)					製鉄所、 土木・建	化学工場構内における 築工事	
	② 事	業の規	製造業	製造品出荷額		百万円	
	※ 前年度実績を 記入、医療機関は 前年度末時点の病 床数を記入。		建設業	エリア内元請完成工事高		百万円	
			医療機関	病床数		床	
			その他の業種 	売上高		5,500 百万円	
(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)							
	③ 従	業員数	43名				
		の一連 処理の	別紙-1の通り				
	※ 産業原種類ごと						

* -	# ch 本 h へ n TB	になる佐田仕りに明子で表示					
圧	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)						
	別紙-2の通り						
産	業廃棄物の排出	の抑制に関する事項					
		【前年度(令和 5 年度)実績】					
		産業廃棄物の種類数	8 種類	* 種類ごとの前年度排出			
		① 排出量	1,522.0 t	量は、別紙のとおり。			
		(これまでに実施した取組)					
	① 現状						
		別紙3-3項の通り					
		【(令和6年度)目標】					
		産業廃棄物の種類数	8 種類	* 種類ごとの本年度排出			
		① 排出量	1,369.0 t	目標量は、別紙のとおり。			
		(今後実施する予定の取組)					
	2 計画						
		別紙3-3項の継続実施					
産	業廃棄物の分別	に関する事項					
		(分別している産業廃棄物の種類及び分	・別に関する取組)				
	① 現状	別紙3-4項の通り					
		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類	領及び分別に関する取組)				
	② 計画	別紙3-4項の通り					
Ī							

自						
		②+⑧ 自ら再生利用を行った産業 廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 再生利用量は、別紙のと おり。	
		(これまでに実施した取組)			03 7 o	
	① 現状					
		 別紙3-5項の通り				
		別私3-3項の通り				
		【(令和 6 年度)目標】				
		②+⑧ 自ら再生利用を行う産業廃			* 種類ごとの本年度自ら 再生利用量は、別紙のと	
		棄物の量		t	再生利用重は、別紙のと おり。	
		(今後実施する予定の取組)				
	2 計画					
		別紙3-5項の通り				
		が成る。の名の一種グ				
自	L ら行う産業廃棄物	I 勿の中間処理に関する事項				
		【前年度(令和 5 年度)実績】				
		⑤ 自ら熱回収を行った産業廃棄物 の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 熱回収を行った量は、別 紙のとおり。	
	① 現状	⑦ 自ら中間処理により減量した産 業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 中間処理により減量した 量は、別紙のとおり。	
		(これまでに実施した取組)				
		同処理は行っていない。				
		同処理は行うていない。				
		【(令和 6 年度)目標】				
		⑤ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の 量		t	* 種類ごとの本年度自ら 熱回収を行う量は、別紙 のとおり。	
		⑦ 自ら中間処理により減量する産 業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら 中間処理により減量する 量は、別紙のとおり。	
	② 計画	(今後実施する予定の取組)				
		今後も同処理は行わない。				
		\ \times \times \(\times \times \times \(\times \times \) \end{array}\)				
	1	1				

自问	。 う行う産業廃棄物	物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
		【前年度(令和 5 年度)実績】			
		③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 埋立処分又は海洋投入処 分を行った量は、別紙のと おり。
		(これまでに実施した取組)			
	① 現状	同処理は行っていない。			
		【(令和 6 年度)目標】			
		③十 ・ 1 1 ・ 3 十 9 自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行う産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら 埋立処分又は海洋投入処 分を行う量は、別紙のとお り。
		(今後実施する予定の取組)			
	② 計画	今後も同処理は行わない。 の委託に関する事項			
)生:	未廃来物の処理 ┃	の安託に関する事項 【前年度(令和 5 年度)実績】			
		① 全処理委託量	1,522.0	t	
		① 優良認定処理業者への処 理委託量	719.2	t	
		① 再生利用業者への処理委 託量	48.1	t	* 種類ごとの前年度処 理委託量は、別紙のと おり。
	① 現状	① 認定熱回収業者への処理 委託量	0	t	
		④ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0	t	
		(これまでに実施した取組) 別紙3-6項の通り			

(第5面)

				第5面)		
		[(:	令和 6 年度)目標】			
	② 計画	10	全処理委託量	1,369.0	t	
			① 優良認定処理業者への処 理委託量	669.0	t	* 種類ごとの本年度処 理委託量は、別紙のと おり。
			① 再生利用業者への処理委託量	940.0	t	
			③ 認定熱回収業者への処理 委託量		t	
			(4) 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託		t	
			・後実施する予定の取組) ・後実施する予定の取組) 紙3-6項の継続実施			
*	事務処理欄					

備考

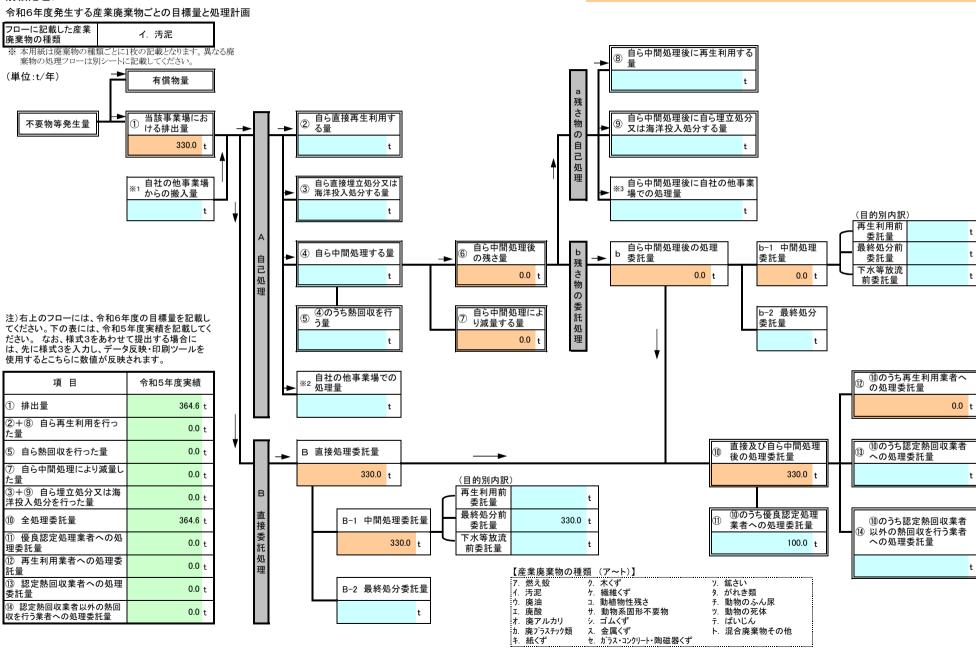
- 1 この様式は、前年度(令和5年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してく ださい。
 - また、前年度(令和5年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満の事業場にあっては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和6年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の 処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 7 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

(単位:トン)

事業場名称: 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所

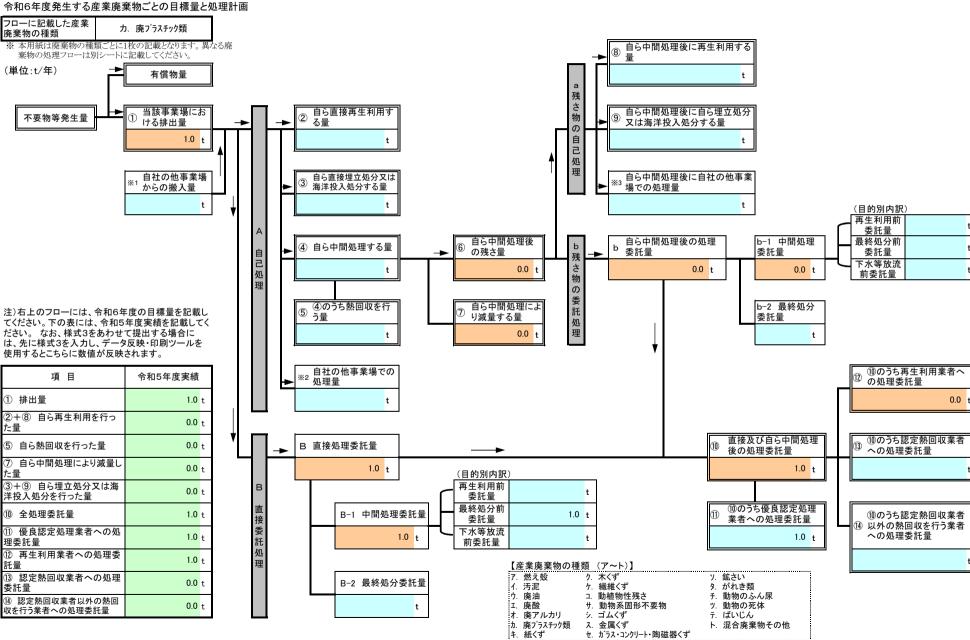
別紙一括表 ++ I h + ス 動植物性 金属くず ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず 動物の 廃アルカ 廃 動物系 動物の 混合廃棄物 燃え殻 汚泥 廃油 廢酶 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 鉱さい がれき類 ばいじん 合計 残さ 固形不要物 死体 ① 排出量 364.6 1.0 3.6 22.0 21.5 12.0 1.026.8 70.5 1.522.0 令 ②+⑧ 自ら再生利用を行った量 0 0 0 0 0 0 0 和 ⑤ 自ら熱回収を行った量 n 0 0 0 n 0 0 0 0 5 ⑦ 自ら中間処理により減量した量 0 0 0 0 0 0 0 0 0 年 ③+9 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 0 0 0 0 0 度 ⑪ 全処理委託量 364.6 1.0 3.6 22.0 21.5 1,026.8 70.5 1,522.0 12.0 実 ⑪ 優良認定処理業者への処理委託量 0 1.0 21.5 588.6 70.5 3.6 22.0 12.0 719.2 績 ① 再生利用業者への処理委託量 n 1.0 3.6 22.0 21.5 0 0 0 48.1 (3) 認定熱回収業者への処理委託量 0 0 0 0 0 0 0 (4) 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0 0 ① 当該事業場における排出量 330.0 1.0 3.0 920.0 1,369.0 20.0 20.0 10.0 65.0 ※1 自社の他事業場からの搬入量 ② 自ら直接再生利用する量 ③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分する量 (4) 自ら中間処理する量 ⑤ ④のうち熱回収を行う量 ※2 自社の他事業場での処理量 ⑥ 自ら中間処理後の残さ量 A ⑦ 自ら中間処理により減量する量 a 8 自ら中間処理後に再生利用する量 U 己な 処物 自ら中間処理後に自ら埋立処分又は海洋投入処分 理 理 物 ※3 自ら中間処理後に自社の他事業場での処理量 和 自ら中間処理後の処理委託量 b-1 中間処理委託量 年 再生利用前委託量 最終処分前委託量 目 下水等放流前委託量 標 b-2 最終処分委託量 B 直接処理委託量 330.0 1.0 3.0 20.0 20.0 10.0 920.0 65.0 1.369.0 B-1 中間処理委託量 330.0 1.0 3.0 20.0 20.0 10.0 920.0 65.0 1,369.0 再生利用前委託量 20.0 20.0 900.0 940.0 20.0 託 最終処分前委託量 330.0 1.0 3.0 10.0 65.0 429.0 下水等放流前委託量 理 B-2 最終処分委託量 10 直接及び自ら中間処理後の処理委託量 330.0 920.0 1.369.0 1.0 3.0 20.0 20.0 10.0 65.0 ① ②のうち優良認定処理業者への処理委託量 100.0 1.0 3.0 20.0 65.0 20.0 10.0 450.0 669.0 ① ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 20.0 900.0 20.0 940.0 ③ ⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量 ⑩のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処

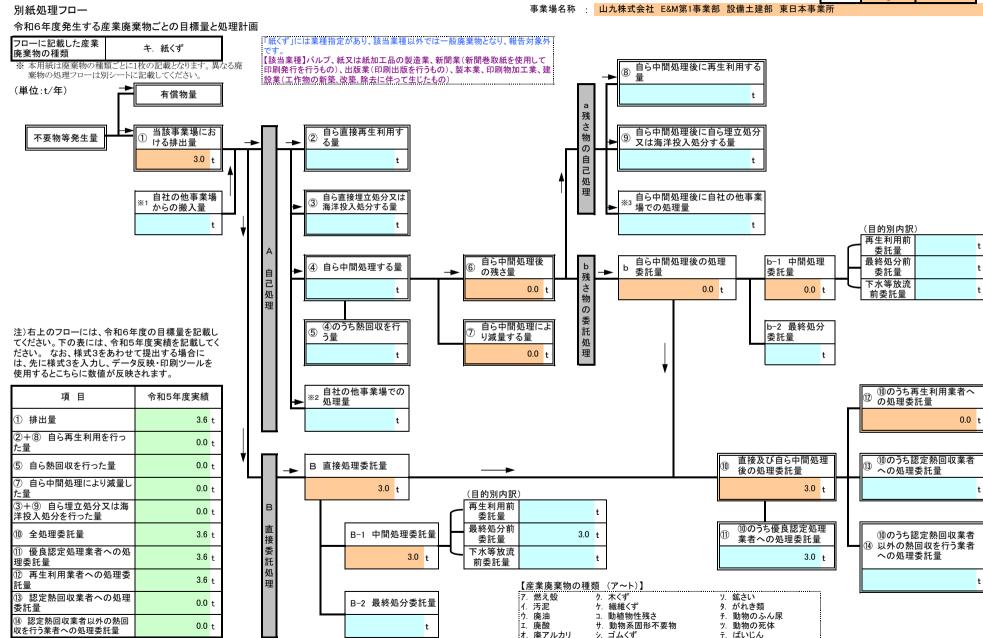
事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所



法定 自主 2 - 20

事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所





カ、廃プラスチック類

キ. 紙くず

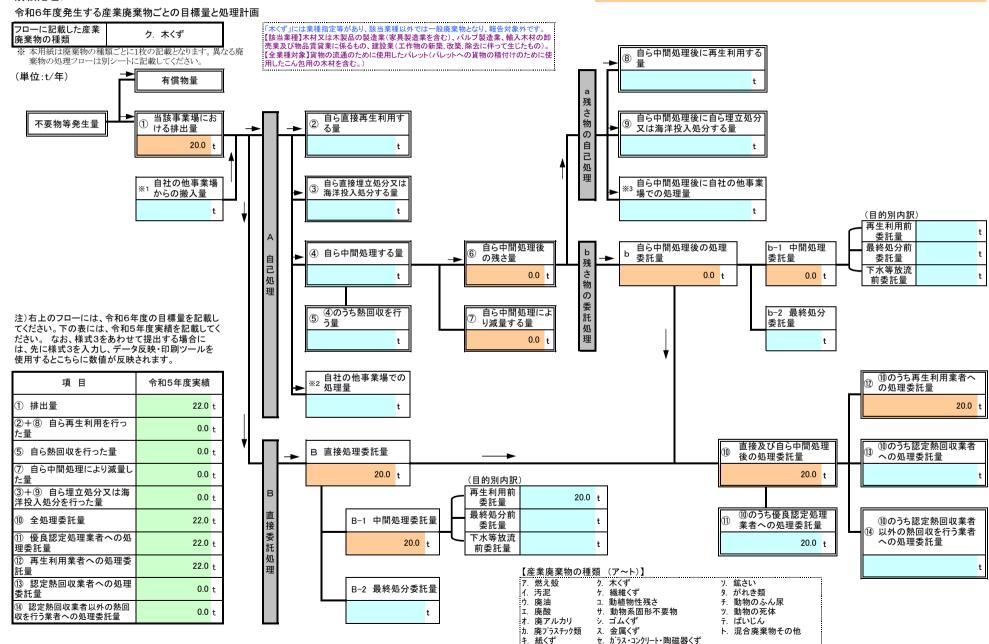
ス. 金属くず

セ. ガラス・コンクリート・陶磁器くず

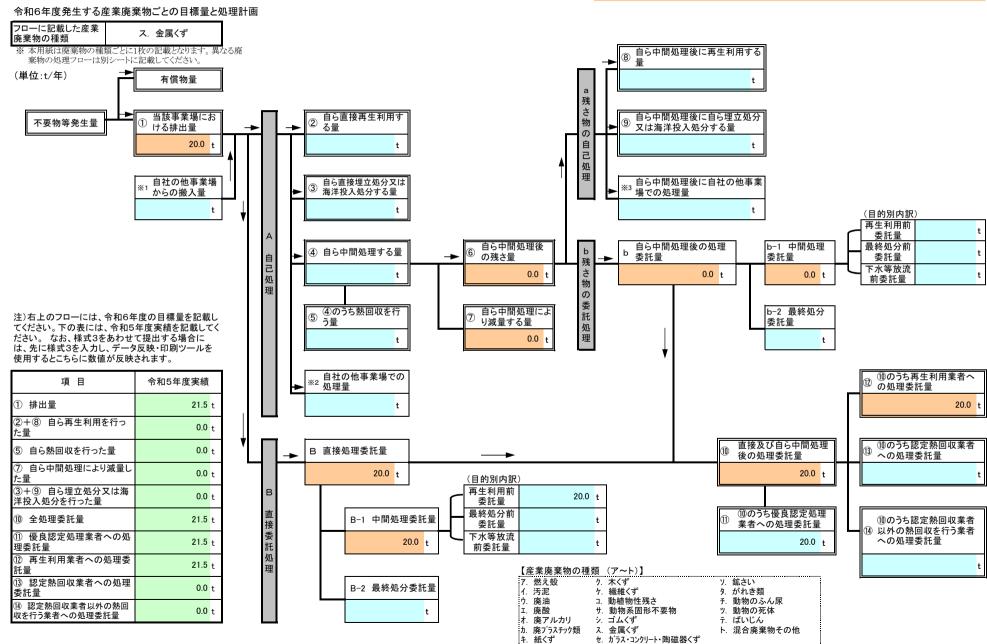
ト. 混合廃棄物その他

別紙処理フロー

事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所



事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所

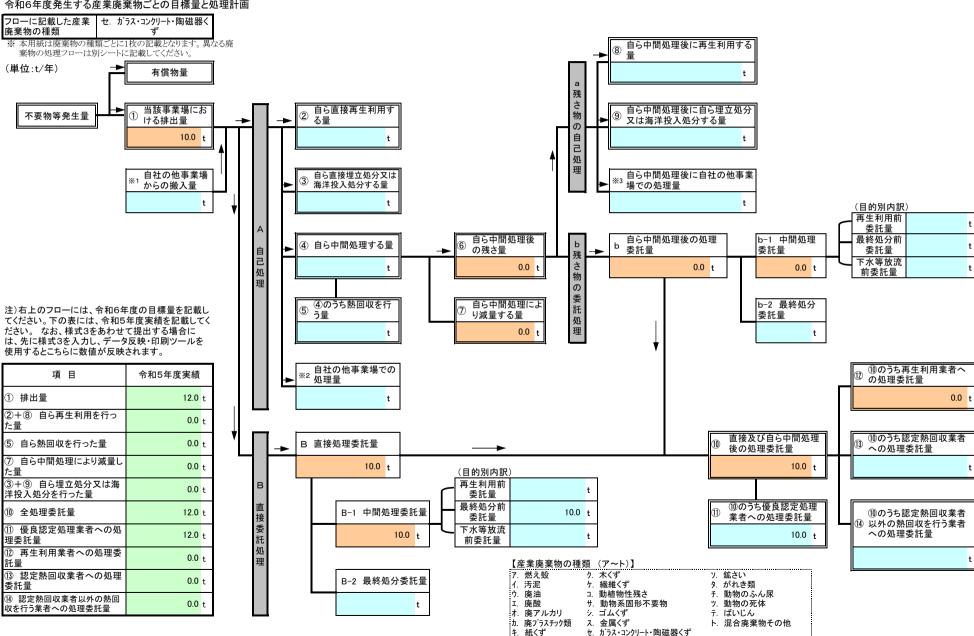


法定 自主 2 - 20

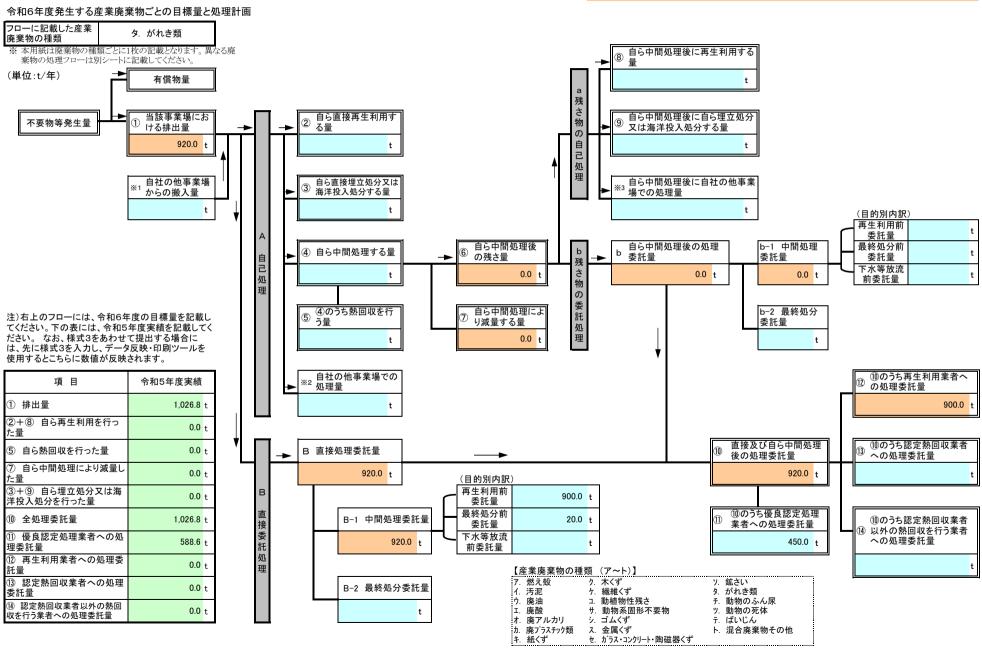
事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所

別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

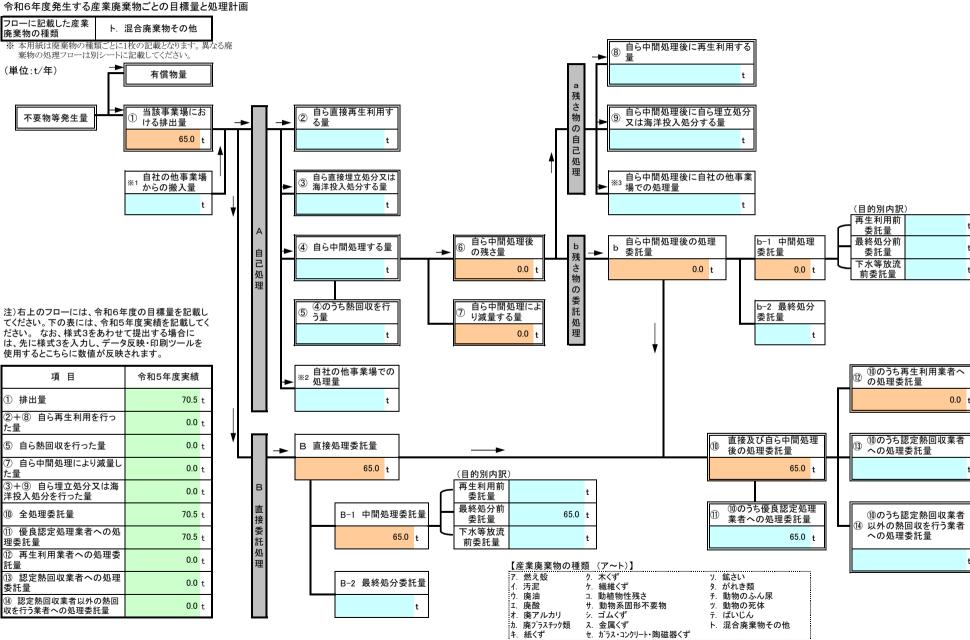


事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所

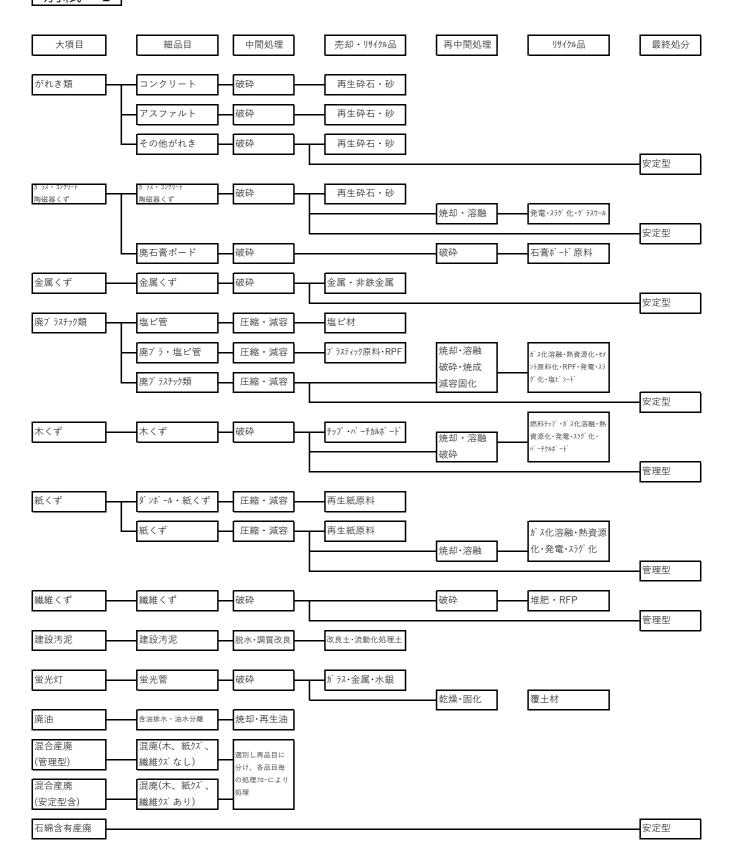


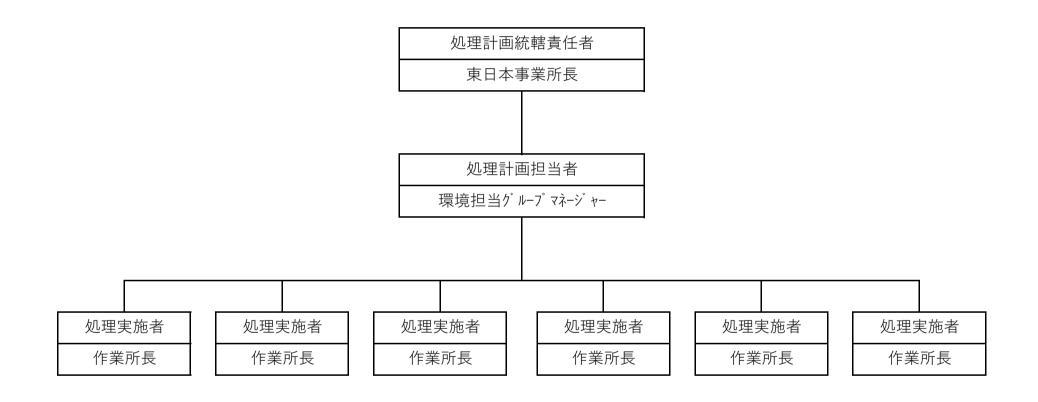
法定 自主 2 - 20

事業場名称 : 山九株式会社 E&M第1事業部 設備土建部 東日本事業所



別紙一1





取組の現状 (継続しての実施事項)

1. 管理体制等の強化

環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行っている。

- 1) 建設廃棄物の分別・リサイクル等に関する環境目標の設定
- 2) 産業廃棄物の処理に関する手順の策定
- 3) 作業所毎の法規制等チェックリストによる関係法令の遵守
- 4) 計画的な内部環境監査及び環境パールの実施
- 5) 外部環境監査による指摘と是正(再発防止含む)
- 6) 年度ごとの見直しを行い、継続的な改善を図る。
- 7) 協力会で行なう環境パトロールによる指摘業者への指導
- 8) 職長会による分別指導

2. 教育

環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行っている。

1) 社員教育

- ①環境問題の概要
- ②環境方針を遵守することの重要性
- ③各業務が実際に又は、潜在的に持つ著しい環境への影響、環境管理改善への便益
- ④指定された環境に関する標準、要領・手順を逸脱した場合に予想される結果
- ⑤廃掃法はじめ、関連法改正を含めた最新環境情報の伝達
- ※全従業員を対象に定期的に集合教育(OFF.J.T)を行う。受講できなかった者に対しては別途教育を実施し、作業所は作業所長がO.J.Tを実施する。

2) 専門工事業者教育

- ①作業所毎、新規入場者教育時に作業所環境目標、実施手順に係る教育を実施
- ②作業所へ作業員を送出す際に当社作成の環境教育資料を基に環境教育を実施
- ③協力会組織の環境委員会活動により専門工事業者会員の環境意識の向上を図る。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な目標を採用している。

- ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減
- ・搬入資機材の梱包材の削減
- ・工法変更による廃材の抑制
- ・資材の転用 その他

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

当社の副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。 計画の策定に当たっては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別 品目の受入れ条件を十分考慮する。

5. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

建設リサイクル法等関係法令を遵守し、作業所毎に再生資源利用(促進)計画を策定し、実施の記録を保管する。

グリーン購入標準、グリーン調達ガイドラインに基づく環境配慮品の採用

6. 産業廃棄物の処理に関する事項

廃掃法及び当社の副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を 遵守する。特に注力する事項を下記に示す。

- 1) 当社書式による委託契約書の作成・保管
- 2) 電子マニュフェスト化を積極的に展開し普及率を把握(毎月)し向上を図る。
- 3) 事業所における作業所の廃棄物処理状況の把握 作業所は、搬出実績を安全環境がループに報告し、入力依頼を行う。 安全環境がループはデータ入力の上、厳格管理・指導を行う。 作業所は、入力データの確認及び現場保管を行う。